

ソフトウェアの適正な利用について

塾生
注目!!

ソフトウェアは**著作権法**等によって保護されており、利用する上で守らなければならないルールが定められています。各ソフトウェアの**使用許諾契約書**等の内容をきちんと理解し、ソフトウェアの不正利用を行うことのないよう注意してください。

やってはいけないことの例

- 不正にコピーされたソフトウェアを、それと承知の上でインターネット上からファイル共有ソフトウェアなどでダウンロードする
- 友達が購入して使用しているソフトウェアを、使用許諾契約書を確認せず自分の PC にもインストールする
- 使用許諾契約で決められた台数を超える PC にインストールする、または使用が許可されていない人に使わせたり、許可されていない使用目的で使ったりする
- 不正にコピーされた海賊版ソフトウェアを、それと承知の上でインストールする



ソフトウェアの不正利用は、れっきとした「違法行為」です

著作権を侵害すると「10 年以下の懲役又は 1,000 万円以下の罰金 (併科可)」という非常に重い処罰が科せられる可能性があります。また、個人ならびに慶應義塾の社会的信用へのダメージは計りしれません。ソフトウェアライセンスに関する知識を深め、自分自身が不正利用をすることなく、また不正利用に加担することのないよう注意してください。知らなかったではすまされない大きな問題に発展する可能性があります。

- ◆ ソフトウェアを正しい方法で入手しない場合、法的なリスクとは別に、コンピュータウイルスの感染、ソフトウェアの異常動作等に遭遇するリスクも負うことになります。十分注意してください。

参考 Web サイト	コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS)	https://www2.accsjp.or.jp/
	ザ・ソフトウェア・アライアンス (BSA)	https://bsa.or.jp/

BitTorrent, BitComet, Xunlei, Perfect Darkなどの ファイル共有ソフトウェアについて

塾生
注目!!

音楽・映像・電子書籍などのアップ/ダウンロードに注意!!

ファイル共有ソフトウェアを使って、著作者の許可なく、**音楽・映像・電子書籍**（いずれも著作物）をサーバにアップロードする（インターネット配信を可能な状態にする）ことは、重大な違法行為です。また、違法にインターネット配信されていることを知りながらダウンロードすることも違法となり、刑事罰の対象となります。

インターネット上に違法にアップロードされた海賊版への被害対策としては、著作隣接権および出版権が整備されており、加害者には損害賠償が請求される場合があります。

ファイル共有ソフトウェアを使ってダウンロードすると？

ファイル共有ソフトウェアには、あなたがダウンロードしたファイルを自動的に他の人がダウンロード可能な状態にする機能を持ったものや、PC 起動時にファイル共有ソフトウェアが起動する機能を持っているものもあります。そのため、あなたの意図せぬかたちでファイルを違法アップロードしてしまう可能性もあります。



研究教育目的で使用するには？

慶應義塾では、特定のファイル共有ソフトウェア（BitTorrent, BitComet, Xunlei, Perfect Dark など）について、研究教育目的で使用する場合に限り、利用申請を受け付けています。これらのソフトウェアを利用する場合は、申請を行った上で、責任を持って使用してください。未申請で使用することは禁止されています。

- 対象となるソフトウェアや申請のための書式など詳細については、次の URL でご確認ください。
https://www.itc.keio.ac.jp/ja/software_fileshare.html

参考 Web サイト	日本音楽著作権協会 (JASRAC)	https://www.jasrac.or.jp/
	日本音楽制作者連盟 (FMPJ)	http://www.fmp.or.jp/
	日本映像ソフト協会 (JVA)	http://www.jva-net.or.jp/
	日本国際映画著作権協会 (JIMCA)	http://www.jimca.co.jp/
	日本レコード協会 (RIAJ)	https://www.riaj.or.jp/
	文化庁 (ACA)	https://www.bunka.go.jp/